

館山市地域おこし協力隊（食のまちづくり推進業務）インターン実施要領

1. 目的

人口減少と少子高齢化の進展、若年層の流出など、日本全体が抱える構造的な人口問題により、現在多くの自治体でその持続性・継続性が危ぶまれています。

このようななか、館山市では、地域活性化における新たな担い手として、地域おこし協力隊制度の活用により、意欲ある都市部住民を受け入れ、地域の活力維持、情報発信力の強化等を行ってきました。

しかし、従来の地域おこし協力隊事業では、応募・選考時において、活動内容や生活環境等が具体的にイメージしにくく、実際に活動を始めてから、隊員及び受入れ側双方の考え方にミスマッチが生じることもあったため、今回の隊員採用にあたっては、新たな取組として、隊員委嘱予定者を対象に、委嘱後の活動や地域の状況、生活環境等を実際に体験してもらい、イメージの具体化、理解の深化を図った上で、隊員としての活動開始を決意していただくために、2週間以上3か月以内のインターン期間を設けることとします。

2. 対象者の要件及び活動内容

対象者は地域おこし協力隊（食のまちづくり推進業務）事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第2条に規定する地域おこし協力隊の隊員委嘱予定者（以下「隊員予定者」という。）に限り、その要件及び活動内容は、実施要綱第2条及び第3条に準ずるものとします。

3. 任用形態

館山市地域おこし協力隊（食のまちづくり推進業務）インターン生（以下「インターン生」という。）として、館山市長が委嘱します。館山市との雇用関係はありません。

4. 任期

インターン生として委嘱した日から2週間以上3か月以内（双方協議による）

ただし、インターン生本人から解嘱の申出があった場合や市が隊員予定者にふさわしくないと判断した場合は、任期中であっても委嘱を取り消す場合があります。

5. 活動拠点及び活動地域

活動拠点は館山市役所経済観光部食のまちづくり推進課（館山市北条1145-1）内とし、活動地域は市内全域とします。

6. 活動時間及び日数

1日7時間45分、1か月20日間を原則とします。

詳細は、館山市と協議のうえ、決定するものとします。

7. 報償費

報償費 1 活動日あたり 12,000 円

その他旅費・宿泊費・活動費等の支給はありません。

毎月月末締めで、活動月の翌月 21 日までに支給します。

8. 待遇・福利厚生

- (1) インターン生と館山市とは雇用契約を結ばないため、健康保険・国民年金等は自己負担となります。
- (2) 活動日における宿泊場所や移動手段（活動用車両）等はインターン生本人にご用意いただきます。
- (3) 生活に必要な費用（水道光熱費、食費、生活備品購入費等）は全て自己負担となります。
- (4) インターン生としての活動に支障が無い範囲においては、兼業・副業、その他の個人事業等を行うことを妨げません。

9. 募集及び選考

地域おこし協力隊員の募集及び選考にて行います。隊員予定者以外のインターンは予定していません。

10. その他注意事項

- (1) インターン期間は、住民票の異動を要しません。住民票の異動は、実施要綱第 2 条に規定する隊員として委嘱された日以降に行ってください。インターン期間以前に住所を異動されていた場合、隊員としての採用を取り消す場合があります。
- (2) インターン終了後、隊員としての委嘱開始については、双方協議により決定します。